

令和 5 年 7 月 3 1 日

電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案
(令和 5 年 7 月 3 1 日 諮問第 1 8 号)

[ローカル 5 G のより柔軟な運用に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(平野課長補佐、高木係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案

(ローカル 5 G のより柔軟な運用に向けた制度整備)

1 諮問の概要

ローカル 5 G は、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所有者等が自ら構築することを基本とする 5 G システムであり、5 G システムを自ら構築・運用することが可能であることから、次世代のデジタル基盤として期待されている。ローカル 5 G の制度整備から約 3 年が経過し、ローカル 5 G の柔軟な運用に向けたニーズが顕在化している。

本件は、こうした状況を踏まえ、令和 3 年から情報通信審議会において審議が行われ、総務省は、令和 5 年 1 月に情報通信審議会から一部答申を受けた。この答申を踏まえ、無線局運用規則等の一部改正等を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・「基地局の運用時間中は、保守運用体制を構築すること」を条件として、定期検査時における周波数等の測定を省略可能とする。
【電波法施行規則第 43 条の 6、別表第 5 号の 2、別表第 5 号の 3 及び別表第 5 号の 8、無線局運用規則第 137 条の 2】
- ・その他、一の基地局と利用希望者の自己土地を内部に含む最小限のエリアを自己土地とみなす「共同利用」の定義、条件等、他者土地における移動制限の緩和、他者土地利用の基地局の自己土地利用の基地局との干渉調整方法の明確化、自己土地内のアンテナ移設時の免許変更手続の簡素化に係る条件等の規定の整備を行う。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和5年6月13日(火)から同年7月12日(水)までの期間において実施済みであり、15件の意見提出があった。

- ローカル 5 G は、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所有者等が自ら構築することを基本とする 5 G システム（2019年12月制度化、2020年12月に周波数拡大）。
- 令和 5 年 4 月末時点でローカル 5 G の免許人は140者程度と、一定程度普及しつつあるものの、ローカル 5 G の柔軟な運用に向けたニーズが顕在化。
- この状況を踏まえ、制度改正案を作成した。

ローカル 5 G のこれまでの利用イメージ

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御



建設現場での活用



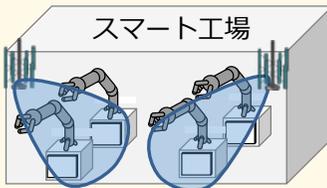
建機遠隔制御



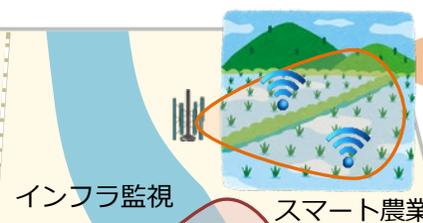
事業主が工場へ導入
スマートファクトリ



工場での活用



スマート工場



インフラ監視

スマート農業

農業での活用

農家が農業を高度化する
自動農場管理



自治体等が導入
河川等の監視



河川監視

防災現場での活用

センサー、4K/8K



主な課題と柔軟化に向けた検討項目

(1) 広域的な利用等

- 自己土地よりも広範にローカル 5 G を共用したい場合、後発であっても、土地所有者が優先。
➡ ①「**共同利用**」の導入
- 干渉の懸念がない場合であっても、他者土地における移動局の移動運用が認められていない。
➡ ②**他者土地における移動制限の緩和**
- ガイドラインに他者土地が無条件に干渉調整を求められると誤解を生む記載。
➡ ③**他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化**

(2) 免許手続・検査の簡素化

- 電波の強度が増加しない場合であっても、屋外利用ではエリア変更等の「変更申請」が必要で申請に時間がかかる。
➡ ④**免許手続の簡素化**

必要的諮問事項

- ローカル5Gの定期検査を省略する場合、全国5G同様の保守運用体制(24時間365日)の監視制御が求められている。
➡ ⑤**定期検査の簡素化**

現状 ローカル5Gにおいて、定期検査等の一部を省略する場合、**全国5G同様の監視制御機能及び保守運用体制（24時間365日）**が求められる。

⇒ローカル5Gについて、「**基地局の運用時間中の監視制御及び保守運用体制**」を条件として、定期検査の簡素化を可能とするための省令改正を行う。あわせて、**自営等BWA**についても改正の対象とする。

改正後	改正前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するものうち、無線局根本基準第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 保守運用体制</p> <p>(1) 二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制を整備すること。なお、保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。</p> <p>〔(2)~(4) 略〕</p> <p>2. 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。）の基地局又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>二 保守運用体制</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

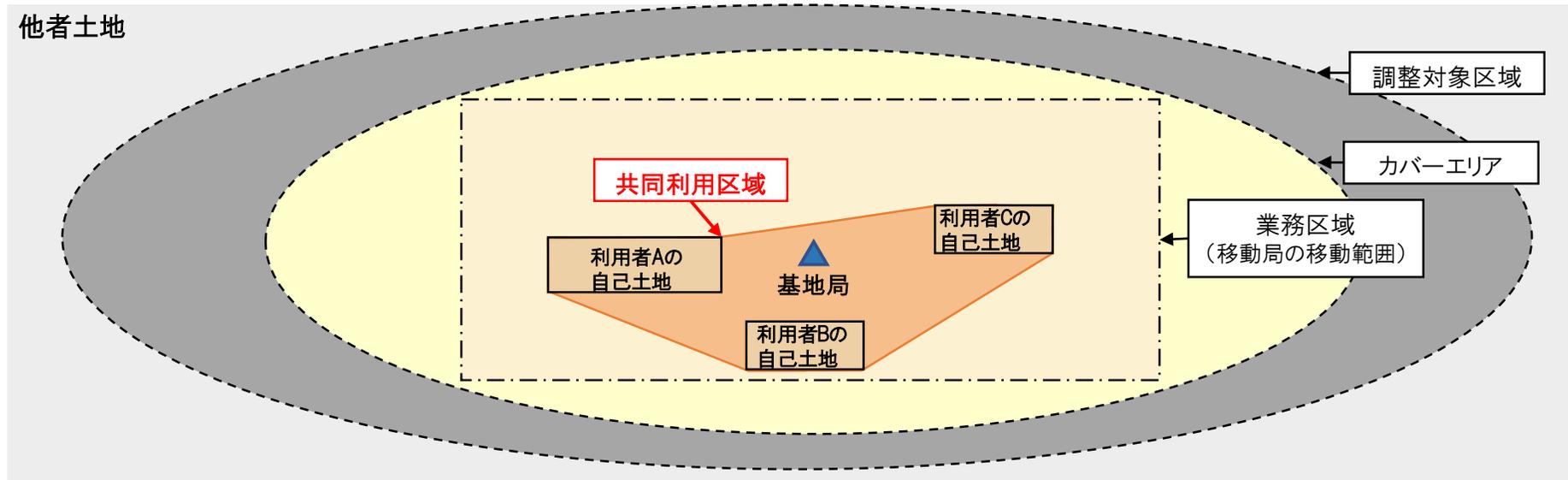
	ローカル5G等*	(参考) 全国5G
サービスの例	 建機遠隔制御	 携帯電話サービス
基地局から電波を発射する期間	サービス使用中のみ (24時間でないことも多い)	原則として24時間365日
定期検査の簡素化の条件	基地局からの電波発射中は監視制御を行い、保守運用体制を構築すること	監視制御機能を有し、24時間365日にわたる保守運用体制であること

※自営等BWAを含む。

改めようとする命令等の題名	根拠法令	関連する検討項目
<p>昭和51年郵政省告示第87号(電波法施行規則別表第一号の三の第1の表21の項及び第2の表2の項の規定による許可を要しない工事設計の軽微な事項)【一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基地局免許申請時等に予め、自己土地内の複数の空中線設置予定地点において他者土地へ干渉を与えないことを確認できている場合であって、確認を行った予定地点に空中線を移設する場合の変更を届出で認める。 	<p>電波法施行規則別表第1号の3第1の表21の項及び第2の表2の項</p>	<p>④免許手続の簡素化</p>
<p>平成13年1月6日総務省訓令第67号(電波法関係審査基準)【一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 共同利用の定義、条件等を追記。 • 他者土地において端末が移動しながら電波を発射することを認める。 	<p>電波法(昭和25年法律第131号)第7条</p>	<p>①「共同利用」の導入 ②他者土地における移動制限の緩和</p>
<p>「ローカル5G導入に関するガイドライン」【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 告示、訓令の改正に合わせて記載を修正 	<p>—</p>	<p>①「共同利用」の導入 ②他者土地における移動制限の緩和 ③他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化 ④免許手続の簡素化</p>

- 共同利用とは、ローカル5Gの安定したサービス提供を可能とするため、一の基地局と利用希望者の自己土地を内部に含む最小限のエリア(共同利用区域)を自己土地とみなす利用形態である。

共同利用のイメージ



共同利用に求められる条件 (一部)

- ① 免許主体は電気通信事業者とする。
- ② 自己土地を有する複数の利用希望者から登記事項の証明書類を求める。
- ③ 共同利用の免許人は、共同区域内における新規利用希望者に対して、共同利用への参加を妨げてはならない。
- ④ カバーエリア内の他の新規利用希望者が容易に共同利用での運用を把握できるよう周知広報を行い、再免許を受ける場合は、共同利用区域内に新たな自己土地利用希望者がいないことを確認する。

「電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集 ― ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度整備 ―」
 に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方
 (意見募集期間：令和5年6月13日(火)～令和5年7月12日(水))
 【意見提出 15件(法人14件、個人1件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度の見直しについて、「共同利用」の概念の導入など、先般の情報通信審議会からの一部答申の内容に沿った制度改正案となっており、本制度改正により、ローカル5Gの普及・促進に一層の弾みがつくものと考えられることから、本省令案等に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日立国際電気】</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
2	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 あらゆるモノがつながるIoTなどを通じて活用できるデータが爆発的に増加し、また、AI、クラウドなどのデータを扱う新たなデジタル技術の活用の可能性が広がっており、これらの利活用はビジネスの変革を促し競争力を左右する重要な要素となります。このため、日本鉄鋼連盟では業界一丸となってAI/IoT技術の普及に向けた取組みを進めております。</p> <p>この取組の一環として、2021年9月より製鉄所での電波利用に関し総務省総合通信基盤局電波部移動通信課殿とご相談させて頂いておりますが、2022年3月31日に「ローカル5G導入ガイドライン」を改訂頂き無線局開設等の申請方法・</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>提出書類を明確化頂きました。</p> <p>これに続き、本年6月6日に主任無線従事者制度において主任無線従事者がテレワーク等、遠隔で無資格者への指示監督を認める条件を追加・明確化下さる内容で電波関係審査基準の一部を改正する訓令案を、本年6月12日にはローカル5Gのアンテナを移設する際の変更申請を届け出とすることができる条件を明確化下さる内容の告示案及び「ローカル5G導入ガイドライン」改定案等を公表頂きました。</p> <p>いずれの内容も製鉄所でのローカル5Gの利活用拡大に資するものであり、日本鉄鋼連盟として大いに歓迎するとともに日本政府関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後とも日本鉄鋼連盟は鉄鋼業界全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進を支援して参ります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本鉄鋼連盟】</p>		
<p>3</p>	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 省令案等のご検討ありがとうございます。</p> <p>ローカル5Gの柔軟な運用に向けた制度として、共同利用のエリアの新たな導入、変更申請手続きの簡素化など検討内容が反映されており、内容に賛同いたします。</p> <p>海上利用の拡大につきましては、引き続きの検討になると理解しております。引き続き、よろしく願いいたします。</p> <p>加えて、今後のローカル5G導入の敷居をさらに下げるべく、一定条件下での免許申請手続きのさらなる簡素化を希望いたします。</p> <p>例：空中線電力が一定の強度以下であることを条件に、免許手続きを簡素化する。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>前段の御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。</p> <p>海上への利用拡大につきましては、情報通信審議会の一部答申（令和5年1月24日）を踏まえ、今後公共業務用無線局との共用について引き続き検討を行うこととしております。</p> <p>また、後段の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>4</p>	<p>【該当箇所】 全般</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>【意見】 ローカル5Gのより柔軟な運用に向けて作成された電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案等につきまして、弊社は賛同いたします。地域の企業や自治体等の様々な主体が柔軟なサービスに利用できるローカル5Gは、デジタルトランスフォーメーションの要の一つであることは間違いありません。本省令案等によりローカル5Gのコスト低減が期待でき、より多くの利用につながるものと考えます。今後も、自由な発想に基づく様々なサービス創出にローカル5Gが利用できるよう、引き続き適切な制度整備をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>		
<p>5-1</p>	<p>【該当箇所】 【原案】※原文より抜粋して以下に記載 総務省訓令第**号 P2 第2 陸上関係 ア 用語の意義 (ス) 「共同利用」とは、複数の利用者がそれぞれの土地又は建物の所有権等を有している場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。 (セ) 「共同利用区域」とは、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最小限の区域のことをいう。</p> <p>イ 電気通信業務用 (E) 共同利用を行う基地局の設置場所は共同利用区域内であること。 ～(中略)～ 基地局の設置場所の理由を説明する書類が添付されていること。</p> <p>【意見】 「共同利用」の考え方に基づく本項記載の訓令案に賛同します。このような制度が地域のローカル5G導入における技術面、コスト面のハードル低減につ</p>	<p>改正箇所への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>ながら、長期計画に基づく基地局等の設備投資が可能となることから、ローカル5Gの導入促進につながると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
5-2	<p>【該当箇所】 海上への利用拡大</p> <p>【意見】 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告 P151 第9章に記載のある海上への利用拡大について、地域課題解決に向けケーブルテレビ事業者が地域の事業者や自治体、学校関係者と議論を重ねる中で、港湾内等の海上におけるローカル5Gの利用ニーズがあることが分かってきており、新たなユースケースの創出につながると考えます。 このような状況を踏まえ、海上利用への拡大につきましても制度化に向けて早期に検討を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>海上への利用拡大につきましては、情報通信審議会の一部答申（令和5年1月24日）を踏まえ、今後公共業務用無線局との共用について引き続き検討を行うこととしております。</p>	無
6-1	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gのより柔軟な運用に向けて、電波法施行規則および無線局運用規則の一部を改正する省令案、告示案、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案およびローカル5G導入に関するガイドラインの改定案について、当社として賛同します。 今回の手続きにより、ローカル5Gの定期検査時における測定項目の簡素化（自営等BWAも含む）、屋外のアンテナ移設が届出で可能となる免許手続きの簡素化、および「共同利用」の運用が可能となることにより、これまで以上にローカル5Gの導入や運用がしやすくなることで、さらなる普及が進むことを期待しています。 一方で、『共同利用』の運用においては、「自己土地利用」の基本的な枠組みの中で、複数の自己土地利用で囲まれたエリア全体を「自己土地相当」として</p>	<p>御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。 共同利用制度の周知広報の在り方につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>エリア化（＝共同利用区域）できることから、自分の土地が他者に“予告なく”自己土地化される懸念も含め、当社も構成員として参加した情報通信審議会・新世代モバイル通信システム委員会・ローカル5G検討作業班においても、適切な運用となるよう多くの要望があったところです。その内容は、2023年1月24日の情報通信審議会の一部答申（委員会報告※）においても明確に示されています。</p> <p>（図 略）</p> <p>共同利用区域に含まれた他者土地については、免許の期間（最大5年）については、自由なローカル5Gの運用ができなくなります。適切な周知広報が行なわれることで運用中のトラブルは回避できると考えます。また、共同利用開始の前から独自のローカル5Gの導入を計画していたにも関わらず、知らない間に意図せず“共同利用区域”として設定され、自由なローカル5Gの利用ができなくなるケースについても、やはり共同利用の免許申請前に、一定期間の事前告知の実施がトラブル回避に有効です。</p> <p>委員会報告で「共同利用に求められる一定の条件」としてまとめているこのような点を確実に実施していくことで、共同利用の運用が円滑に行なわれ、ローカル5Gの普及に貢献するものと考えます。</p> <p>今回の「審査基準」改正案や「ガイドライン」改定案では、その対応に関わる記載がありませんが、免許申請に係る民間事業者によるホームページ公開等の個別の周知広報に期待しているものと想定します。</p> <p>ただ、共同利用と自己土地利用のよりよい共存を踏まえれば、より分かりやすい形で、統一的に周知広報が行なわれることで、「知らなかった」「聞いていない」等の問題を回避しやすくなることから、委員会報告でも具体的に触れている“ローカル5G推進団体”、例えば「5Gモバイル推進フォーラム（5GMF）」等での環境整備が有効と考えられ、官民連携でこうした取り組みが進められることを期待します。当社としても協力したいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【阪神電鉄株式会社】</p>		
<p>6-2</p>	<p>【該当箇所】 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 第2 陸上関係 4 その他</p>	<p>御指摘のとおり修正いたします。</p>	<p>有</p>

	<p>(16) ローカル5Gの無線局 イ 電気通信業務用 (キ) 無線設備の工事設計 B 陸上移動局の工事設計</p> <p>【意見】 『B 陸上移動局の工事設計』のうち、項目(B)が (B) 27GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの としていますが、ローカル5Gが使用する周波数は28.2GHz～29.1GHzであることから、正しくは、 (B) 28.1GHzを超え29.1GHz以下の周波数の電波を使用するもの ではないでしょうか？ ご確認のほど、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: right;">【阪神電鉄株式会社】</p>		
7	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 本改正案は、情報通信審議会からの「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話の上空利用拡大に向けたLTE-Advanced (FDD) 等の技術的条件等」について一部答申された内容に沿ったものであることから、改正内容に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本件改正案等への賛同意見として承ります。</p>	無
8	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gは、地域ニーズや多様な産業分野の個別ニーズに応じて柔軟に設備を構築することで、地方や国内産業の活性化に重要な役割を果たしていく</p>	<p>前段の御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。 4.9-5.0GHz帯の割当等に係る御意見につきましては、本件意見募集の対象外です。</p>	無

	<p>ことが想定されていることから、ローカル5Gの利活用を促進し、地域の新たな産業基盤の一つとなるよう推進していくことは効果的なアプローチであると認識しています。</p> <p>ローカル5G帯域（4.6-4.9GHz）のうち4.8-4.9GHzは、2019年までは隣接する4.9-5.0GHzとともに、全国5Gとして割当てが検討されていたところ、4.6-4.8GHzでは屋外利用が困難との共用検討結果から、追加的に屋外向けとしてローカル5Gに割当てした帯域と理解しています。</p> <p>しかしながら、当該帯域においては、2020年12月から免許申請の受付を開始していますが、約2年半が経過した2023年6月時点でも、無線局数は721局とまだまだ少なく、電波の有効利用が図られているとは言い難い状況です。4.8-4.9GHzのローカル5Gに関しては、今回、新たに柔軟な運用が制度化されることを鑑み、当該帯域での利用が活性化されることを期待します。</p> <p>一方で、全国5Gとして割当て予定であった4.8-4.9GHzのローカル5Gの追加割当てにあたっては、当時、隣接する4.9-5.0GHzの2021年度全国5G割当てを念頭に置いた上で、制度整備を進めた経緯があります。しかしながら、約3年経過した現時点においても、未だに4.9-5.0GHzの制度整備や割当ては行われていない状況です。当該帯域は、伝搬特性に優れた6GHz以下の帯域で、最大100MHz幅が確保可能であり、大容量ネットワークのエリア拡大に極めて有用であることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の着実な実現のためにも、今年度中の割当て、並びにその準備としての制度整備を可能な限り速やかな時期に進めて頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>9</p>	<p>【該当箇所】 全般</p> <p>【意見】 ローカル5Gは、地域ニーズや多様な産業分野の個別ニーズに応じて柔軟に設備を構築することで、地方や国内産業の活性化に重要な役割を果たしていくことが想定されていることから、ローカル5Gの利活用を促進し、地域の新たな産業基盤の一つとなるよう推進していくことは効果的なアプローチであると認識しています。</p>	<p>前段の御意見につきましては、本件改正案等への賛同意見として承ります。</p> <p>4.9-5.0GHz帯の割当等に係る御意見につきましては、本件意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>

	<p>ローカル5G帯域(4.6-4.9GHz)のうち4.8-4.9GHzは、2019年までは隣接する4.9-5.0GHzとともに、全国5Gとして割当てが検討されていたところ、4.6-4.8GHzでは屋外利用が困難との共用検討結果から、追加的に屋外向けとしてローカル5Gに割当てした帯域と理解しています。</p> <p>しかしながら、当該帯域においては、2020年12月から免許申請の受付を開始していますが、約2年半が経過した2023年6月時点でも、無線局数は721局とまだまだ少なく、電波の有効利用が図られているとは言い難い状況です。4.8-4.9GHzのローカル5Gに関しては、今回、新たに柔軟な運用が制度化されることを鑑み、当該帯域での利用が活性化されることを期待します。</p> <p>一方で、全国5Gとして割当て予定であった4.8-4.9GHzのローカル5Gの追加割当てにあたっては、当時、隣接する4.9-5.0GHzの2021年度全国5G割当てを念頭に置いた上で、制度整備を進めた経緯があります。しかしながら、約3年経過した現時点においても、未だに4.9-5.0GHzの制度整備や割当ては行われていない状況です。当該帯域は、伝搬特性に優れた6GHz以下の帯域で、最大100MHz幅が確保可能であり、大容量ネットワークのエリア拡大に極めて有用であることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の着実な実現のためにも、今年度中の割当て、並びにその準備としての制度整備を可能な限り速やかな時期に進めて頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning株式会社】</p>		
<p>10-1</p>	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 (略) 自己土地利用は、他者土地利用より優先的に導入することができるものとして位置づけられるものである。このため、他者土地利用は、自己土地利用が存在しない場所に限り導入可能とする。また、他者土地利用のローカル5G無線局の免許取得後に、自己土地利用の免許申請がなされた場合には、まず当事者間において干渉調整を実施し、合意できない場合は、他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないように、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。</p>	<p>自己土地利用は、他者土地利用より優先的にローカル5Gを導入することができる位置づけについては従前のおりとなります。</p> <p>今回のガイドラインの改正は、他者土地利用と自己土地利用の干渉調整について、当事者間で干渉調整を実施し、合意できない場合は他者土地利用側が空中線の位置や方向の変更等を実施すべきという従来どおりの考え方について明確化するものです。</p>	<p>無</p>

	<p>(略)</p> <p>【意見】 現行制度においては、他のローカル5G免許人が他者土地として自己の土地に対してローカル5Gの電波を吹く可能性があることから、自己の土地であってもローカル5G対応端末の使用が制限される状態になってしまっています。自己の土地の中で離れたローカル5Gエリア間を端末を移動させて使用すること等があることから、自己土地利用が他者土地利用に優先するという考え方を踏まえて、自己の土地において制限なく端末を使用可能としていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
10-2	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 また「共同利用」の場合も同様に他者土地利用の場合であっても自己土地利用として扱う場合がある。 「共同利用」とは、複数の利用者が土地又は建物の所有権等を有する場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。この際、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最低限の区域（「共同利用区域」という。以下同じ。）内における利用は、他者土地利用であっても自己土地利用相当として取り扱う。</p> <p>【意見】 ローカル5Gの設備を複数の利用者で共同利用することにより、利用者がローカル5Gを安価に利用できる可能性が広がることについて、賛同します。 なお、既に他の免許人が自己土地利用においてローカル5Gを利用している場合であっても、その周波数と異なる周波数であれば共同利用としてローカル5Gを利用することができるかと理解しております（例えば、既に28GHz帯で自己土地利用している場合に、4.8GHz帯にて共同利用するケース）。このような共同</p>	<p>改定箇所への賛同意見として承ります。 共同利用の例示については、ガイドライン上に記載させていただきます。</p>	有

	<p>利用可能なケースについて、例示等で記載いただくことが望ましいと考えますのでご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
10-3	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (8) 免許申請に係る調整等の考え方 2) 5Gの割当てを受けた全国MNO及びローカル5G免許人との同期運用等に関する考え方 (略) その際、5Gの割当てを受けた全国MNOの無線局との間で同期を行う同期方式及び、ローカル5Gで利用ニーズが多い「上りスロットの比率が高いパターン」を実現しつつ同期局との間で干渉の影響を低減することが可能な非同期運用である準同期方式の免許申請については、事前の干渉調整を省略することが可能となる。具体的な同期方式及び準同期方式のフレーム構成は図1及び図2の通りとなる。また、準同期方式以外の非同期方式の免許申請については、全国MNO及び近隣の他のローカル5Gの免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意している場合に可能である。 (略)</p> <p>【意見】 ローカル5Gの利用者等から、現行の準同期パターンよりも更に上りスロットの比率を高めた準同期パターンの追加について強い要望があることから、過去の実証事業でも技術実証が行われた所謂準同期TDD2及びTDD3の早期制度化に向けた検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
10-4	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p>	<p>改定箇所への賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>(11) 変更申請手続きの簡素化</p> <p>ローカル5Gの利用において、一の構内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合かつ電気的特性に変更がない場合（低下する場合を除く。）であって、構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合又は構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であっても、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者（当該者からの委託によりローカル5Gの無線局の保守運用を行う者を含む。）の承諾を得ている場合については、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能である。なお、その場合に給電線の全部又は一部分について同様の考え方によって変更することが可能である。</p> <p>【意見】</p> <p>工事現場や農場等において、屋外に設置する基地局の移設を頻繁に行うニーズが存在するため、ローカル5Gの運用が簡素化されることについて、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
<p>10-5</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>ローカル5G導入に関するガイドライン</p> <p>2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係</p> <p>(13) 共同利用の場合に免許人に求められること</p> <p>共同利用の基地局の免許人は、共同利用区域内の他の新規利用希望者がサービスの提供を希望した場合にこれを拒否してはならず、基地局等設備の技術的制約の範囲内において、当該希望者の要望に応えるように努めること。</p> <p>また、新規利用希望者に対し、共同利用区域内においてサービス提供を行っていることを周知するため適切な広報活動を行わなければならない。</p> <p>当該周知広報活動は再免許の条件となる。</p> <p>【意見】</p> <p>情報通信審議会の一部答申において、共同利用について免許主体は電気通信事業者に限るとされていたことから、本ガイドラインにも明記すべきと考えます。</p>	<p>共同利用の免許人は、他人の需要に応じてローカル5Gを提供するため、電気通信事業者に限られることとなりますので、その旨を適切な箇所に明記させていただきます。</p>	<p>有</p>

	【東日本電信電話株式会社】		
10-6	<p>【該当箇所】 ローカル5G導入に関するガイドライン 4. ローカル5Gの免許人による全国MNO等との連携 (3) 公正競争の確保との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西は、実質的な移動通信サービスを提供することを可能とする、全国MNO等との連携（例えば、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受けること、全国MNO等とローミングを行うこと）、異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供（例えば、異なるローカル5Gサービスのエリア間の基地間のハンドオーバーを行うこと）などは、原則として認められない。 <p>なお、全国MNO等との連携がNTT東西の提供するローカル5Gサービスを実現するために不可欠なもの（例えば、NSA構成における全国MNO等との連携）である場合には、必要最小限度の範囲において連携することは可能とする。</p> <p>【意見】 「5Gサービスの社会実装を進めるためには、地域課題の解決や付加価値創出の観点から、従来の4Gサービスでの提供価値を上回る5Gソリューションを開拓するとともに、サブスクリプションなどのビジネスモデルも活用しながら、マネタイズを図ることが必要不可欠である。」と「5Gビジネスデザインワーキンググループ」にて報告されているところであり、NTT東西に対しローミング接続を行うことを規制するなど、ローカル5Gを含む5Gの普及に向けたユースケースやビジネスモデルの創出を制限する事前規制は設けるべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>【該当箇所】 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (1) 無線局開設に必要な手続</p> <p>【原案】</p>	<p>免許人及び利用者の自己土地に係る登記事項証明書の提出は必要です。その他の共同利用区域内における土地に係る登記事項証明書の提出は不要ですので、その旨、明記させていただきます。</p>	有

	<p>ローカル 5 G の免許申請に際しては、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）で様式が定められている無線局事項書及び工事設計書等の提出に加えて、自己土地利用及び共同利用の場合は、そのエリアの範囲を示す図、登記事項証明書、システム構築の依頼を受けている場合は依頼状等その証明書類等の添付が必要となる。</p> <p>【意見】 共同利用区域内における自己土地利用相当として扱う他者土地について、ローカル 5 G の免許申請時に登記事項証明書が必要となるのか、補記いただけると判りやすくなると思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>		
12-1	<p>【該当箇所】 電波法関係審査基準 （16）ローカル 5 G の無線局 ア 用語の定義</p> <p>【意見】 共同利用の考え方には賛同するが、「共同利用」という用語には違和感を覚える。社会通念となっている語の意味からの乖離が大きいため、制度が誤解されることを心配する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社恒河技術】</p>	<p>「共同利用」という用語につきましては、ローカル 5 G の複数の利用希望者が一の基地局を共同で利用するという考え方に基づいて用語が定義されたものです。</p> <p>総務省としては、共同利用の制度について、今後適切に周知していくことといたします。</p>	無
12-2	<p>【該当箇所】 ローカル 5 G 導入に関するガイドライン （7）提供範囲</p> <p>【意見】 共同利用の導入により、自己土地であってもローカル 5 G の免許を取得できない場合が発生する。免許申請前に他者の共同利用の有無を簡便に知る手段の整備をお願いしたい。たとえば総務省の無線局等情報検索ページに「共同利用の有無」という項目を追加することで助けになると考える。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	【株式会社恒河技術】		
13-1	<p>【該当箇所】 共同利用の導入について (対象案) ・電波法関係審査基準(案) ・ローカル5G導入に関するガイドライン(案)</p> <p>【意見】 共同利用については、他者土地であっても自己土地として扱うことが出来ることとなります。このため、共同利用のカバーエリア周辺でローカル5Gの無線局免許の構築を検討している事業者等が存在する場合などには、事前に既設の免許人情報やエリア情報等を知得できることが調整を行う上で有益であると考えられるため、情報公開(開示)の仕組み整備も今後検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JTOWER】</p>	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
13-2	<p>【該当箇所】 無線局免許変更申請手続き (対象案) ・電波法施行規則(案) ・ローカル5G導入に関するガイドライン(案)</p> <p>【意見】 本変更案における免許申請手続きの簡素化は適切と考えます。なお、実際の申請にかかる運用面においても出来るだけ簡素化が図れることを期待します。 また、本変更案のような手続きの簡素化については、今後も「提案→検討→実施」のプロセスを適宜実行していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JTOWER】</p>	改正等箇所についての賛同意見として承ります。	無
14	<p>【該当箇所】 「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改訂案(7)提供範囲</p>	海上への利用拡大につきましては、情報通信審議会の一部答申(令和5年1月24日)を踏まえ、今後公共業務用無線局との共用につ	無

	<p>【意見】</p> <p>「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改訂案では、(7) 提供範囲において、「自己土地利用」以外の場所、すなわち他者の建物又は土地等での利用を「他者土地利用」と定義し、これによりローカル5Gの利用範囲が広がります。しかし、これは陸上での利用を前提としたものであり、今後の活用が見込まれる、洋上での利用についてもガイドラインに記載する事を提案します。また、並行して、洋上でのローカル5G免許制度の整備についても進める必要があると考えています。</p> <p>ローカル5Gの洋上での利用については、例えば、洋上風力発電での利用が挙げられます。現在、地球温暖化は危機的な状況で、脱酸素社会に向け再生エネルギーの活用を迅速に進めていく必要があります。その中でも、日本の島国という地形特性を生かした、海域を利用した洋上風力発電の普及が期待されます。しかし、洋上風力発電の大きな課題として、人手でのメンテナンス・監視に課題があり、ローカル5Gを活用したメンテナンス自動化、監視の自動化が求められます。洋上においては、添付資料のようなユースケースが考慮されるべきと考えます。</p> <p>このように、国際社会が抱える問題解決に向けた社会インフラの整備を進める上では、洋上においても、安心・安全・堅牢な通信基盤が必要となります。国際社会が抱える問題解決に向け、いち早く、海上でのローカル5G利用に向けたガイドラインの改訂、免許制度の整備、商用化へ向けた実証を加速化して進めていく必要があります、本提案をいたしました。</p> <p>(添付資料 略)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いて引き続き検討を行うこととしております。</p>	
15-1	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 ○ローカル5G (P6) <p>【意見】</p> <p>以下3点の共同利用に関する考え方については、ローカル5G利用者保護観点で重要であり、ローカル5G導入に関するガイドライン改定案に賛同します。</p>	<p>改定箇所についての賛同意見として承ります。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・「共同利用」の場合も同様に他者土地利用の場合であっても自己土地利用として扱う場合がある。 ・複数の利用者が土地又は建物の所有権等を有する場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用すること。 ・それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最低限の区域内における利用は、他者土地利用であっても自己土地利用相当として取り扱う。 <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>		
15-2	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（平成13年総務省訓令第67号）イ 電気通信業務用（エ）無線設備の設置場所等 A 基地局の設置場所 <p>【意見】</p> <p>ローカル5Gサービス提供を行う基地局は、必ずしも自己土地内に設置されるとは限らず、利用者保護の観点より何らかの策を講じる必要性があると考えております。</p> <p>改正訓令案については、複数の利用者自己土地に加えて、当該基地局を含む必要最小減の範囲を共同利用区域に含めることが可能となる事から利用者保護し資するものであり、本改正案に賛同します。</p> <p>加えて、共同利用を行う複数の利用者の土地又は建物から離れた他者土地に基地局を設置することが効率的であると認められる場合は、当該基地局を含む必要最小減の範囲を共同利用区域に含めることができるとの本改正案についても賛同し、基地局の設置場所の理由を説明する書類については、免許申請の複雑化を鑑み、簡便な書類として頂きたい。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>前段につきましては、改正箇所についての賛同意見として承ります。</p> <p>後段につきましては、共同利用区域が必要最小限となり、他のローカル5Gの利用に対して必要以上の制約を与えないようにする観点から、必要な提出書類であると考えております。</p>	無
15-3	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案 <ul style="list-style-type: none"> 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係（11）変更申請手続きの簡素化(P15) ・昭和51年郵政省告示第87号の一部を改正する告示案（電波法施行規則の規定 	<p>改正等箇所についての賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件)</p> <p>9 ローカル5Gの無線局の工事設計の一部について変更する場合 1 空中線の工事設計</p> <p>【意見】 以下の変更申請手続きの簡素化については、今後のローカル5Gサービスの利用シーンにおいて必要となる事項であり、ローカル5G導入に関するガイドライン改定案、告示案に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の構内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合かつ電気的特性に変更がない場合であって、構外に漏えいする電波の強度が増加しない場合。 ・構外に漏えいする電波の強度が増加する場合であっても、漏えいする電波の強度及び電気的特性について、構外に当たる土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する者の承諾を得ている場合。 ・上記に該当する場合、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能。 <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>		
15-4	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（平成13年総務省訓令第67号）イ 電気通信業務用 （ク）他の無線局との干渉調整 A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局 (D) 共同利用をする場合にあつては、次に掲げる事項が記された資料が添付されていること <p>【意見】 共同利用の実現には、自己土地を有する二以上の利用希望者の共同利用に関する同意書を添付が必要であり、訓令改正案の a 二以上の利用希望者が所属する団体の同意書を添付する場合は、当該団体の同意書をもって当該二以上の利用希望者の同意書とみなす改正案については、集合住宅などの共同利用区域化に適した審査基準内容であり、本改正案に賛同します。</p>	<p>前段につきましては、改正箇所についての賛同意見として承ります。</p> <p>後段につきましては、共同利用区域が必要最小限となり、他のローカル5Gの利用に対して必要以上の制約を与えないようにする観点から、必要な提出書類であると考えております。</p>	無

	<p>なお、改正案の添付書類については、登記事項証明書等含みサービスの利用者観点では、手続きの内容理解が難しく、個人情報保護観点からも懸念事項の払拭は難しいと考えており、今後の制度運用後に改めて見直す必要性があるのでは無いかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>		
15-5	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（平成13年総務省訓令第67号） イ 電気通信業務用（エ）無線設備の設置場所等 A 基地局の設置場所 ・「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定案 2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (7) 提供範囲 ○ローカル5G（P6） <p>【意見】</p> <p>現状固定設置されるCPE端末に加えて、移動して使用が出来る形状であるスマートフォンのローカル5Gへの対応増加傾向にあり、他者土地における移動制限の緩和については、新たなサービス創出の一助になると考えております。</p> <p>よって、「この周波数の使用は、他者土地利用をする場合においては、停止して運用する場合に限る。」旨の附款を排す改正案に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社】</p>	改正等箇所についての賛同意見として承ります。	無

令和 5 年 7 月 3 1 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 5 年 7 月 3 1 日 諮問第 1 9 号)

[狭帯域LTE-Advancedシステムの導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(平野課長補佐、黒川係長)

電話：03-5253-5895

総務省総合通信基盤局電波政策課

(田野周波数調整官、塚本係長)

電話：03-5253-5875

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (狭帯域LTE-Advancedシステムの導入)

1 諮問の概要

携帯電話用周波数の需要拡大に対応するため、令和 4 年 11 月より情報通信審議会において「狭帯域LTE-Advancedシステムの技術的条件」の検討を行ってきた。

今般、情報通信審議会からの一部答申（令和 5 年 6 月）を受け、狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に向け、700MHz帯携帯電話用周波数の拡張、チャンネル間隔 3MHzの追加及び指定無線設備に係る 700MHz帯の周波数を拡張する等の所要の関係規程の整備を行うものである。

2 改正概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- 狭帯域LTE-Advancedシステムの導入のため、700MHz帯携帯電話用周波数を拡張するとともに利用可能なチャンネル間隔に 3MHzを追加
【無線設備規則 第 14 条、第 24 条、第 49 条の 6、第 49 条の 6 の 9、別表第二号】
- 700MHz帯携帯電話用周波数の拡張に伴い、不法開設を防止すべき無線設備の対象周波数を追加するとともに、パーソナル無線の廃止に伴い同システムの周波数帯を削除

【電波法施行規則第 51 条の 2 の 2】

- 狭帯域LTE-Advancedシステムの特定無線設備に係る規定の整備 【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第二号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集結果

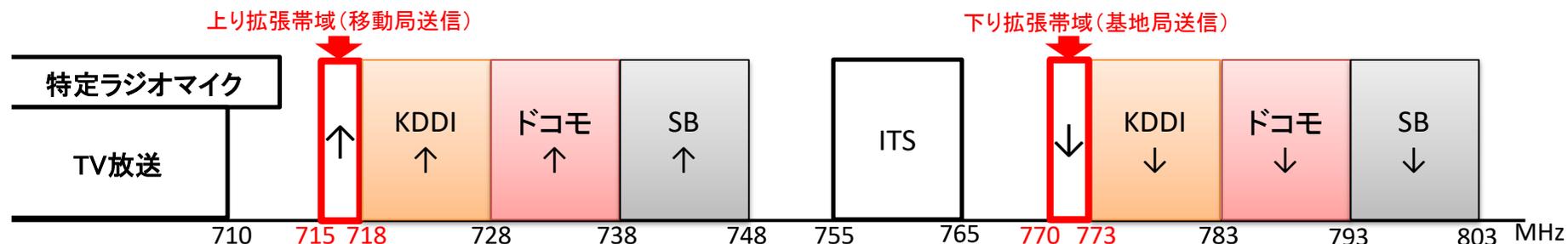
本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 6 月 22 日（木）から同年 7 月 21 日（金）までの期間において実施済みであり、6 件の意見の提出があった。

概要

- ✓ 携帯電話用周波数の需要拡大に対応するため、令和4年11月より情報通信審議会において狭帯域LTE-Advancedの技術的条件について検討を行ってきた。
- ✓ 今般、情報通信審議会からの一部答申(令和5年6月)を受け、狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に向けた制度整備((1)700MHz帯携帯電話用周波数の拡張及びチャンネル間隔3MHzの追加、(2)指定無線設備に係る700MHz帯の周波数拡張等)を行うため、省令(電波法施行規則等)及び関係告示の改正を行う。
- ✓ 令和5年6月22日(木)～同年7月21日(金)の間で、省令等案の意見募集を実施。

主な改正

(1)700MHz帯携帯電話用周波数の拡張



チャンネル間隔3MHzの追加

周波数帯		700MHz帯・1.7GHz帯	800MHz帯・900MHz帯
チャンネル間隔	基地局	3MHz ^{*1} ,5MHz,10MHz,15MHz,20MHz	3MHz,5MHz,10MHz,15MHz
	移動局	3MHz ^{*2} ,5MHz,10MHz,15MHz,20MHz(LTE-A) 1.08MHz(eMTC) ^{*2} ,180kHz(NB-IoT) ^{*2}	3MHz,5MHz,10MHz,15MHz(LTE-A) 1.08MHz(eMTC),180kHz(NB-IoT)

*1 770MHz-773MHzにおいては、3MHzのみ利用可能。 *2 715MHz-718MHzにおいては、3MHz,1.08MHz,180kHzのみ利用可能。

(2) 指定無線設備に係る700MHz帯の周波数拡張等

・ 電波法施行規則第51条の2の2(指定無線設備)

法第102条の13第1項で規定する「指定無線設備」(不法無線局としての使用が多い無線機器)の具体的な種別と周波数を指定。

① 市民ラジオ(26.1MHz～28MHz)

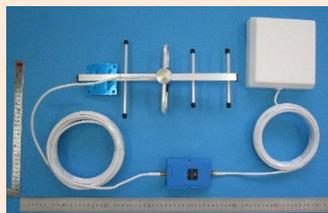
② アマチュア無線(144MHz～146MHz、430MHz～440MHz)

③ 携帯電話中継装置

718MHz～748MHz, 773MHz～803MHz, 815MHz～845MHz, 860MHz～890MHz, 900MHz～915MHz, 945MHz～960MHz, 1,427.9MHz～1,462.9MHz, 1,475.9MHz～1,510.9MHz, 1,710MHz～1,785MHz, 1,805MHz～1,880MHz, 1,920MHz～1,980MHz, 2,110MHz～2,170MHz

④ パーソナル無線(889MHz～911MHz)

・ 今回の改正点



③ 携帯電話中継装置

- 携帯電話用周波数拡張に伴い、指定周波数を一部変更。

718MHz～748MHz, 773MHz～803MHz…

変更

715MHz～748MHz, 770MHz～803MHz…



④ パーソナル無線

- パーソナル無線は既に制度が終了しており、新規免許の取得が不可能。
- 販売時に無線局免許の取得が必要であることを説明する必要がある「指定無線設備」から削除。

○ 参考条文(電波法第102条の13、102条の14)

第102条の13 総務大臣は、第4条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するものが著しく多数であると認められる場合において、(略) 特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、総務省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができる。

2・3 (略)

第102条の14 前条第1項の規定により指定された特定周波数無線設備の小売を業とする者は、指定無線設備を販売するときは、契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を販売する当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許等を受けなければならない旨を、告げ、又は総務省令で定める方法により示さなければならない。

2 (略)

(参考) LTE-Advancedシステムの主な技術基準

<赤字部分が追加・変更箇所>

周波数帯		700MHz帯/1.7GHz帯	800MHz帯/900MHz帯
使用可能周波数	基地局	770MHzを超え803MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下	860MHzを超え890MHz以下、945MHzを超え960MHz以下
	移動局	715MHzを超え748MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下	815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下
チャンネル間隔	基地局	3MHz ^{*1} /5MHz/10MHz/15MHz/20MHz	3MHz/5MHz/10MHz/15MHz
	移動局	3MHz ^{*2} /5MHz/10MHz/15MHz/20MHz (LTE-A) 1.08MHz ^{*2} (eMTC)、180kHz ^{*2} (NB-IoT)	3MHz/5MHz/10MHz/15MHz (LTE-A) 1.08MHz (eMTC)、180kHz (NB-IoT)
占有周波数帯幅の許容値	基地局	3MHz/5MHz/10MHz/15MHz/20MHz	3MHz/5MHz/10MHz/15MHz
	移動局	3MHz/5MHz/10MHz/15MHz/20MHz (LTE-A) 1.4MHz (eMTC)、200kHz (NB-IoT)	3MHz/5MHz/10MHz/15MHz (LTE-A) 1.4MHz (eMTC)、200kHz (NB-IoT)
最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差	基地局	定格空中線電力の±2.7dB以内	
	移動局	定格空中線電力の最大値は23dBm以下 定格空中線電力の+2.7dB/-6.7dB以内 (LTE-A) 定格空中線電力の+2.7dB/-3.2dB以内 (eMTC)、定格空中線電力の±2.7dB以内 (NB-IoT)	
周波数の許容偏差	基地局	±(0.05ppm+12Hz) 以内 (空中線電力が38dBm超)、±(0.1ppm+12Hz) 以内 (空中線電力が20dBm超38dBm以下) ±(0.25ppm+12Hz) 以内 (空中線電力が20dBm以下)	
	移動局	±(0.1ppm+15Hz) 以内 (LTE-A、eMTC (下記の場合を除く)、1GHz超のNB-IoT)、 ±(0.2ppm+15Hz) 以内 (HD-FDD方式・1GHz以下・連続送信時間64ms超のeMTC、1GHz以下のNB-IoT)	
搬送波を送信していないときの漏えい電力	移動局	-48.5dBm (チャンネル間隔3MHz/5MHz/10MHz/15MHz/20MHzに応じた参照帯域幅はそれぞれ2.7MHz/4.5MHz/9MHz/13.5MHz/18MHz)	
不要発射強度の許容値	基地局	チャンネル間隔3MHz/5MHz/10MHz/15MHz/20MHzに応じた隣接チャンネル漏えい電力の許容値、帯域外領域における不要発射の強度の許容値、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定	
	移動局	チャンネル間隔3MHz/5MHz/10MHz/15MHz/20MHzに応じた隣接チャンネル漏えい電力の許容値、帯域外領域における不要発射の強度の許容値、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定	

*1 基地局：770MHz-773MHzにおいては、3MHzのみ利用可能。 *2 移動局：715MHz-718MHzにおいては、3MHz,1.08MHz (eMTC),180kHz (NB-IoT)のみ利用可能。

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方
 [意見募集期間：令和5年6月22日～同年7月21日]
 提出件数 6件（法人 5件、個人 1件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
一般社団法人日本民間放送連盟	楽天モバイル株式会社	個人（1件）

No	意見提出者	提出された意見	提出された意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般社団法人 日本民間放送連盟	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> ・「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。 ・地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。既存システムへの有害な混信を防止するための措置について着実に実施されるよう、総務省として対応してまいります。 なお開設計画の認定に関する御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
2	楽天モバイル株式会社	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 携帯電話用周波数の需要拡大への対応に必要な狭帯域LTE-Advancedシステム導入に向けた制度整備（①700MHz帯携帯電話用周波数の拡張、②チャンネル間隔3MHzの追加、③700MHz帯拡張に伴う指定無線設備の周波数変更等）を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する本省令案に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		<p><該当箇所> （1）電波法施行規則等の一部を改正する省令案 附則6</p> <p><意見> 本制度整備にかかる700MHz帯（Band28）の3MHz幅部分は既に市場に存在する多くの端末に実装されている周波数であり、それらの端末が円滑に当該周波数を利用できることとなる本経過措置に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無

3	株式会社NTTドコモ	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 本改正案は、情報通信審議会からの「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから、改正内容に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
4	ソフトバンク株式会社	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 本改正案は、地上テレビ放送や特定ラジオマイクなどの700MHz帯の隣接システムへの影響を考慮して、「狭帯域LTE-Advanced移動局の送信電力を下げるための取組みを行うことを前提に共用可能」とし、送信電力を下げるための具体的な取り組みとして「狭帯域LTE-Advancedシステムの基地局の開設計画を策定する際等において、狭帯域LTE-Advanced移動局の送信電力が大きくなりすぎないようにフェムトセルを含む狭帯域LTE-Advanced基地局を稠密に開設するエリア設計を行うこと」などと取りまとめられた情報通信審議会からの「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」に関する一部答申の内容に沿ったものであることから、適切な内容であると考えます。</p> <p>当該700MHz帯狭帯域の検討は令和4年「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書」にも記載のある「携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要」との提言を受けた取り組みであり、人口カバー率等のエリアカバレッジへの貢献度が高い6GHz以下の周波数帯を新たに追加した本改正案が早期に整理されたことは有益と考えます。</p> <p>6GHz以下の周波数帯については、令和5年6月2日に公開された5Gビジネスデザインワーキンググループの報告書（案）に、「広域なエリアカバレッジに適しているという電波の特性」、「全国的なエリアカバレッジの実現を目指していくことが適当」と記載があり、当該帯域における新たな割当てはエリアカバレッジの拡大や充実を加速させるためにも極めて重要です。</p> <p>また、今回早期に技術的条件が制度整備される700MHz帯と同様に、令和5年4月19日に公表された「移動通信システムの周波数利用に関する調査」において事業者からの要望があった帯域であり、かつ「令和元年度周波数再編アクションプラン」から5G候補帯域である4.9-5.0GHzについても、早期に整理することが有益です。なお、4.9-5.0GHzは最大100MHz幅が確保可能であり、近い将来に迫るメタバース・AI時代への容量対策を迅速に実施するためにも極めて有用な帯域であることから、当該帯域の今年度中の割当て、並びにその準備としての制度整備を可能な限り速やかな時期に進めて頂くことを強く要望します。このことは「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の着実な実現に大いに資すると考えます。</p> <p>省令改正案では、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則において、今回拡張される715MHz～718MHzの電波を送信する移動局の工事設計認証が一定の条件において緩和される内容となっており、賛同いたします。</p>	<p>前段及び後段の本改正案に関する御意見については、本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>中段の6GHz以下の周波数に関する御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無

5	KDDI株式会社	<p><該当箇所> 全般 <意見> 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの報告書において、「再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、国民生活に不可欠なインフラである携帯電話システムの増大する周波数需要に対応する取組みもあわせて講じることが必要不可欠である。」との指摘がなされ、その他留意事項として「携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要」との提言が盛り込まれております。 今回制度化が行われる未使用帯域の活用は、国民共有の財産である周波数の有効利用につながるものと考え、制度化に賛同致します。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		<p><該当箇所> (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 附則 <意見> 今回検討が行われた700MHz帯の3MHz幅については、基地局からの電波を受けた際に通信を行う端末が多数存在しております。これらの端末はベンダーによって3GPP規格に合致するよう製造されており、携帯電話事業者が運用する基地局の制御の下で電波を発射する仕組みとなっていることから、携帯電話事業者において適切に管理することが可能です。対応するすべての端末について工事設計認証を再取得することは非常に困難であることから、今回の700MHz帯の3MHzシステムの制度導入にあたり経過措置を設けていただくことに賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		<p><該当箇所> (9) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 <意見> 今回「他の無線局との干渉調整」として割当て済み帯域を含めた700MHzについて、地上デジタル放送との干渉に対する対策について規定がなされました。本記載は、割当て済み帯域を使用する通信事業者が従来から実施している対策を実施することで満足できるものと理解しております。</p>	いただいた御意見について、割当て済み帯域における対策については御理解のとおりです。	無
6	個人	意見募集の件名に対するご意見【要約】	いただいた意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。	無

令和 5 年 7 月 3 1 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和 5 年 7 月 3 1 日 諮問第 2 0 号)

[狭帯域LTE-Advancedシステムの導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(渡辺周波数調整官、宇野係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (狭帯域LTE-Advancedシステムの導入)

1 諮問の概要

携帯電話用周波数の需要拡大に対応するため、令和 4 年 11 月より情報通信審議会において「狭帯域LTE-Advancedシステムの技術的条件」の検討を行ってきた。

今般、情報通信審議会からの一部答申（令和 5 年 6 月）を受け、狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に向け、700MHz帯携帯電話用周波数の拡張を行うため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

2 変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

携帯無線通信（二周波方式）用の周波数として、715-718MHz（陸上移動局用）及び 770-773MHz（基地局用）を新たに指定する。**【周波数割当計画 別表 10-2】**

3 施行期日

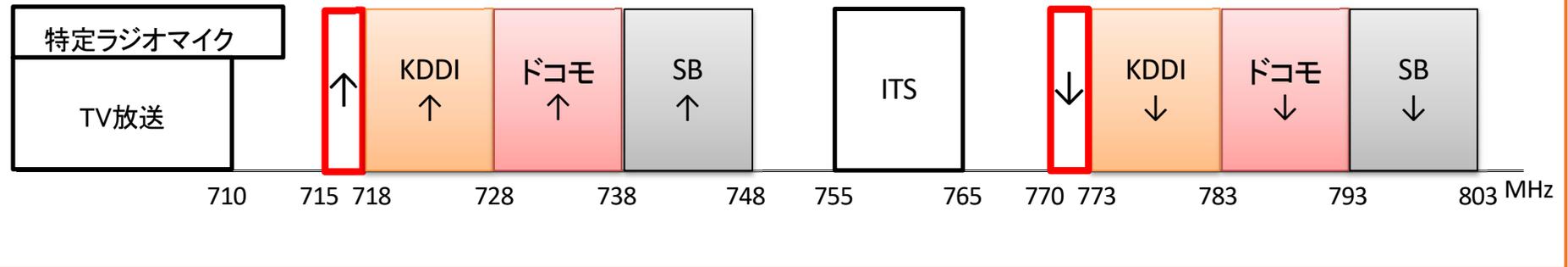
答申を受けた場合は、速やかに変更予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 6 月 22 日（木）から同年 7 月 21 日（金）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はなかった。

周波数割当計画の一部変更の概要

700MHz帯の携帯無線通信用の周波数（718-748MHz及び773-803MHz）について、現在、他の無線システムとのガードバンドとなっている帯域の一部に携帯無線通信用の周波数を追加するため、周波数割当計画の一部変更を行う。



<変更内容>

○周波数割当表 別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

【変更前】

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下



【変更後】

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

令和5年7月31日

700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に
関する指針を定める告示案
(令和5年7月31日 諮問第21号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5893

700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案

1 諮問の概要

情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、携帯電話用周波数の需要拡大に対応するため、令和 4 年 11 月から狭帯域 LTE-Advanced の技術的条件について検討を行ってきたところ、令和 5 年 6 月 21 日（水）、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち、「狭帯域 LTE-Advanced の技術的条件」について一部答申を受けた。

また、総務省において、移動通信システムの導入に向けた計画を有する者を対象として、移動通信システムの周波数利用に関するニーズの調査を令和 5 年 3 月 15 日（水）から 31 日（金）までの間に実施したところ、700MHz 帯における移動通信システムの周波数利用に対するニーズが示された。

以上のような背景を踏まえ、700MHz 帯における移動通信システムの普及のための周波数の割当てを早期に実施するため、700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の制定を行うものである。

2 制定概要

令和 5 年 6 月 21 日（水）に情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会から一部答申を受けた「狭帯域 LTE-Advanced の技術的条件」等を踏まえ、700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を制定する。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに制定予定。（公布日の施行を予定）

4 意見募集の結果

なお、告示の制定案の策定に当たって、令和 5 年 6 月 22 日（木）から同年 7 月 21 日（金）まで意見募集を行い、29 者から意見の提出があった。



700MHz帯における移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針案について

令和5年7月
移動通信課

700MHz帯における3MHzの周波数割当て

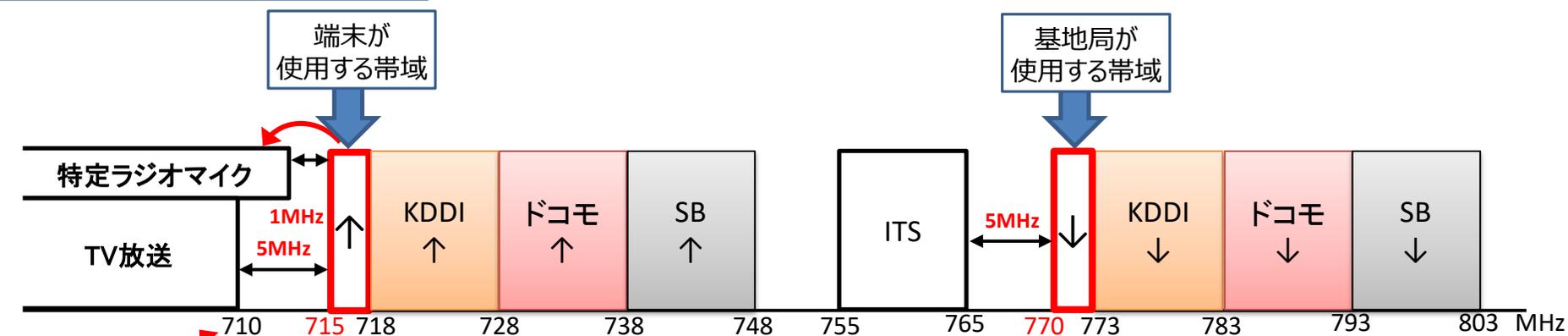
- **700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」であり、携帯電話への割当てに向けて、情報通信審議会において、既存システム（地上デジタル放送・特定ラジオマイク）との共用条件（例 受信障害対策）を検討※。**

※ 令和4年11月から検討を開始し、令和5年5月2日から6月5日までの間、共用条件に関する報告書案のパブコメを実施

- **6月21日の情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、700MHz帯の周波数割当てに向けて、6月22日から7月21日までの間、開設指針案のパブリックコメントを実施。**

割当予定の700MHz帯

3MHz × 2 認定期間 10年間



※干渉がないか技術検討を実施

主な共用条件

- 地上デジタル放送の受信障害対策【フィルタ挿入等の工事】
- 携帯電話端末の送信電力制御
- 基地局を稠密に開設するエリア設計
- 基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置等

絶対審査基準（案）

エリア展開	基準 ①	認定から 10年後までに 、各総合通信局管区で人口カバー率を 80%以上 とする計画を有すること
設備	②	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※
	③	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※ ※ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）・「I T 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。
周波数の経済的価値	④	特定基地局開設料の金額が「 (281.3 - 0.0114 × α*) ÷ 10 ÷ 2 億円 / 年 」以上であること（ただし、 最低額は1億円 / 年 ） ※ 開設計画に記載する特定基地局の数
財務	⑤	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間（10年間）の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること
コンプライアンス	⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 （広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。）のための 対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画 を有すること
サービス	⑦	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有していること
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信対策	⑨	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること
	⑩	地上デジタル放送の受信障害対策 を行う計画を有すること
	⑪	地上デジタル放送に混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 携帯電話端末の送信電力制御 を適切に行う計画を有すること
	⑫	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 基地局を稠密に開設するエリア設計 を行う計画を有すること
	⑬	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの 離隔距離を確保し、送信フィルタを挿入 する計画を有すること
	⑭	小電力レピータ/陸上移動中継局を 特定ラジオマイクが使用される場所と同一屋内で使用することを避ける取組 に関する計画を有すること
	⑮	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置 を行う計画や、 必要な対策を講じる体制を構築 する計画を有すること
その他	⑯	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑰	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等 をしないこと

比較審査基準の審査項目と配点(案)

- 本開設指針案では、「エリア展開」、「公平性・競争促進」、「周波数の経済的価値」、「高度化」の4つのカテゴリに分けて比較審査項目を設けている。
- 配点は、各カテゴリ24点を基本とし、「エリア展開」のみ、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（改訂版）において道路カバー率に関する整備目標が新たに設定されたことを踏まえ、道路カバー率を比較審査項目に追加するとともに、他のカテゴリよりも4点配点を高くして28点としている。

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	28点	12点
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと		12点
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと		4点
Ⅱ 公平性・競争促進	D	いわゆるプラチナバンドの割当て を受けていないこと	24点	24点
Ⅲ 周波数の経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	24点	24点
Ⅳ 高度化	F	3MHz幅の 5G・CA利用 に関する 国際標準化提案 を行うこと	24点	12点
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと		12点

以下、基準 A～G を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	4点	4点
-----	---	---	----	----

比較審査基準及び評価の判定方法(案)

カテゴリ	審査項目		判定方法
I	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	10年後の全国の 特定基地局数 を 三桁単位まで比較評価
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 人口カバー率 を 一桁単位まで比較評価
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 道路（国道・高速道路）カバー率 を 一桁単位まで比較評価
II	D	いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと	申請者がいわゆる プラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高 点。割当てを受けている場合は 配点なし（0点） 。
III	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	特定基地局開設料の額（一億円単位で記載）と絶対審査基準の額との「差」を比較評価
IV	F	3 MHz幅の 5 G・CA利用に関する国際標準化提案 を行うこと	3 MHz幅の5 G・CA利用に関する国際標準化提案を行うか否か を評価。ただし、 国際標準化提案を行わない者については、配点なし（0点） 。
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた具体的な整備計画を有していること 。当該計画を有している場合は、10年後の全国の 高周波数帯の基地局数 を 三桁単位まで比較評価 。当該計画を有していない場合は、 配点なし（0点） 。
以下、基準 A～Gを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 面積カバー率 を 優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価 。

○ 比較審査の配点方式は、以下のとおりとする。

- ・ A～C、E 及び H : 等分配点方式
- ・ D : いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点、割当てを受けている場合は 0 点
- ・ F : 計画を有している場合は最高点、有していない場合は 0 点
- ・ G : 計画を有している場合は等分配点方式。有していない場合は 0 点

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) × (n-1) / n、3位は最高点(y) × (n-2) / n・・・と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点

~

最下位
$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が16点の場合
1位から順に、16点、12点、8点、4点

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方①

開設指針案に対して、29件(法人10件、個人19件)の意見が提出された。
その概要及び考え方は以下のとおり。

(※)意見公募期間は令和5年6月22日(木)～令和5年7月21日(金)(30日間)

提出意見		意見に対する考え方
700MHz帯の周波数割当てについて(全体)		
700MHz帯の割当てに向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎。認定を受けた事業者の開設計画については厳正な管理を行い、確実に周波数の有効利用を図ることが必要。 【株式会社NTTドコモ】		賛同意見として承る。 開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行っていく。
今回開設指針が示された700MHz帯は、すでにプラチナバンドの割当てを受けている事業者にとっても利用価値の高い有益な帯域である。 【ソフトバンク株式会社】		賛同意見として承る。
700MHz帯の周波数割当てに向けて、700MHz帯における移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する開設指針が策定されることについて賛同。 【楽天モバイル株式会社】		賛同意見として承る。
審査項目について		
絶対審査基準		
① エリア 展開	平成24年の「700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針」においては「認定後7年後(2019年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%」と定められている一方、本件では「認定後10年」で「80%」としており、同じ周波数帯、同じ目的にもかかわらず絶対審査基準が根拠なく緩和されているように見受けられる。人口カバー率または道路・面積カバー率の絶対審査基準を適正な目標値へと変更するよう意見する。 【個人】	審査項目は、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案して、割当ての都度検討するもの。 人口カバー率については、当時と人口カバー率の算出方法が異なっていることから、一概に比較することは困難。道路カバー率や面積カバー率については、絶対審査基準には含まれていないが、比較審査基準において考慮することとしている。
③ 設備 ⑤ 財務	本開設計画における資金調達・収支計画は、基地局等の整備費用や特定基地局開設料に加え、災害／障害発生時の体制維持費や対策費等も考慮した計画であることが前提であると認識。よって、本開設計画における資金調達・収支計画の妥当性については、それらの観点も含め、慎重に審査・評価すべき。 【ソフトバンク株式会社】	電気通信設備の安全・信頼性については、本開設指針案の別表第二の六に規定のとおり、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策(天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)に関する計画及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしている。

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方②

提出意見		意見に対する考え方
審査項目について		
絶対審査基準		
⑤ 財務	<p>混信対策として多くの条件がある帯域を運用するためには資金が必要 なはずでこれらが守られない事態は避けるべきではないのか それでも資金面に問題のある事業者に割り当てをするのであれば正しく 運用されなかった場合に総務省としてどう責任を負うのかを明確にする べき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>割当てを受ける者の財務状況については、特定基地局の運用による電気通信 事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること 並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業 利益の生じる年度(認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までに限 る。)があること及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしている。 開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに 認定計画の進捗状況について継続的に確認を行っていく。</p>
⑨～⑮ 混信 対策	<p>開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害 な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定 要件としたことは適切。 行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性 の審査を厳格に行っていただきたい。また、総務省は周波数の割り当て 後においても、隣接周波数に対する混信を生じさせないために開設認定 者が開設計画の認定要件を確実に遵守するよう、継続的に十分な監督 や指導をおこなうよう要望する。 【一般社団法人日本民間放送連盟・日本テレビ放送網株式会社・ 株式会社テレビ朝日・株式会社TBSテレビ・株式会社毎日放送・ 株式会社テレビ東京】</p>	<p>賛同意見として承る。 なお、混信対策の取組については、本開設指針案の別表第二の十から十六ま での規定により、絶対審査基準において審査を行うとともに、認定後には本開設指 針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続 的に確認を行っていく。</p>
比較審査基準		
Ⅰ エリア 展開	<p>周波数有効利用の観点からエリアカバーに関する指標が重視される べき。 【KDDI株式会社】</p>	<p>本開設指針案では、比較審査基準において、エリア展開について、他のカテゴリ よりも一段高い配点とするなど、エリア展開の重要性を踏まえた審査基準になっ ているものとする。</p>
	<p>比較審査基準において鉄道路線やバス乗り換え拠点での整備状況も 評価に加えるべき。 【個人】</p>	
Ⅱ 公平 性・ 競争 促進	<p>比較審査基準Dについて、プラチナバンドを割り当てていない事業者 へ高配点を与えてしまうと他の項目で挽回することは困難です。公平な 審査基準となるよう希望します。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、比較審査 基準において、申請者がいわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを 審査項目の一つとしている。</p>

提出意見	意見に対する考え方
審査項目について	
比較審査基準	
<p>Ⅱ 公平性・競争促進</p> <p>移動通信システムを用いた電気通信事業の公正な競争を促進するためには、電気通信事業者が保有する周波数の特性、周波数の帯域幅および周波数ひっ迫度のイコールフットイングの確保が重要。</p> <p>周波数の特性を考慮した場合、本指針案のように「同質の周波数の有無」を評価対象とすることは妥当。</p> <p>一方で、この後の周波数割当てに関する事であるが、公平な競争環境確保の観点からは、日本の5G用周波数の割当て状況を踏まえて「同質の100MHz幅の周波数の割当て数が少ない事業者を優先する項目」を設定することが適当。</p> <p>加えて、公平な競争環境確保の観点からは、実際に発生しているトラヒックを反映したトラヒックひっ迫度についても考慮することが必要。</p> <p>近い将来ネットワーク運用上の重大な懸念等が生じることがないよう「トラヒックひっ迫度がより高い事業者を優先する項目」を設定することが必要。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>意見の前段については、賛同意見として承る。</p> <p>意見の後段については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではないが、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。</p>
<p>「公平性」基準においてプラチナバンドの割当てを受けていないのみによって24点が得られる一方、「特定基地局の開設数」、「人口カバー率」の配点が12のみ、「道路カバー」が4のみであることから、既存プラチナバンドを持たない事業者は同保有事業者に比して十分な得点を得ることができるため、同保有事業者は申請に参加するインセンティブが働かない。一方、高周波との組み合わせを基準としていることから、実質的に楽天モバイル以外の申請は困難と言える。</p> <p>絶対審査基準の人口カバー率の基準の適正化、および、道路カバー率、面積カバー率の目安となるカバー率を示しそれを満たす十分な数の基地局の開設を義務付けるよう検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いわゆるプラチナバンドの割当てを受けている事業者や高周波数帯の割当てを受けていない事業者についても、開設計画を申請することは可能。なお、「公平性・競争促進」「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしている。</p> <p>人口カバー率は、本開設指針案第五項に定めたとおり、四次メッシュの過半をカバーした際に、当該メッシュをカバーしたものとして計算しており、絶対審査基準において申請者は必要なメッシュをカバーできるよう基地局を開設する必要がある。</p> <p>道路カバー率や面積カバー率については、比較審査基準において考慮することとしている。</p>
<p>Ⅲ 周波数の経済的価値</p> <p>本指針案では特定基地局開設料の配点方式について、標準的な金額に対する上下で大きく異なる配点方式が改められた他、新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額される考え方が導入されている。このような考え方は、今後の周波数割当てにおいても継続していくことが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同意見として承る。</p>

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方④

提出意見		意見に対する考え方
審査項目について		
比較審査基準		
IV 高度化	<p>比較審査基準Gについて、周波数帯によってそれぞれの持つ特性が異なることから、割り当て済みの高周波数帯の置局場所などの具体的な利用方法については、事業者に委ねるべき。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>比較審査基準G(高周波数帯(sub6・ミリ波)と組み合わせた整備をより行うこと)については、全国の高周波数帯の基地局数を評価するものであり、置局場所などの具体的な利用方法を制限するものではない。</p>
	<p>比較審査基準Gの「高周波帯と組み合わせた整備をより行うこと」という項目は、新規参入希望者が0点になるので、修正が必要。</p> <p>700MHz帯の3MHz幅において、5G・CAが国際標準化されていない、また700MHz帯の割り当てであるにも関わらず、以前割り当てがなされた高周波帯と組み合わせた具体的な整備計画を有する必要性は、疑問を感じる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>比較審査項目Gについては、開設計画の申請者に既に割り当てられている周波数帯がある場合、当該申請者が当該周波数帯の有効利用を図っていることを確認することは、新しい周波数を割り当てる際に考慮すべき事項であるとの観点から、既存事業者同士の比較審査を念頭に設けている。</p> <p>高周波数帯が割り当てられていない新規参入希望者は、比較審査項目Gにおいては0点となるが、「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「公平性・競争促進」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしている。</p>
その他		
<p>認定を受けたMNOは割り当てられた周波数により自らネットワークを構築し、当該周波数のサービスを提供することになることから、周波数有効利用の観点から当該周波数と同質の周波数によるローミングは不要になるものと考え。</p> <p>したがって、本指針案に基づき、開設申請を行う時点において、同質の周波数によるローミングの利用がある場合には、当該周波数の展開計画とともに、ローミングの縮退／終了計画についても開設計画に盛り込み、一体的に審査／認定を受けるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>認定を受けたMNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、当事者同士が合意している場合、電波法の観点からは、MNOが、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、開設計画の認定後等に新たに導入可能となった周波数利用方策の活用を含め、電波の能率的な利用(開設基地局数、小セル化、セクタ分割等)を図っている場合、更なるニーズに応えるために他MNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられることから、本開設指針案にローミングの縮小等についての記載はない。</p>
<p>事業者が申請内容について十分検討できるよう、開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただきたい</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>本開設指針案に係る申請マニュアルについては準備が整い次第公表する。</p>
<p>4.9GHz帯についても、割り当てプロセスを迅速に実行し、早急に開設指針を示すよう強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>意見は本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではないが、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。</p>

「700MHz帯における移動通信システムの普及のための開設指針案に関する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間：令和5年6月22日(木)～令和5年7月21日(金))

【意見提出 29件(法人10件、個人19件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>A社なる存在についてなんらの情報が出されないまま異例の速さで割当までの流れが進んでいくことに違和感がありますまずは情報の開示を国民に対ししっかりとしていただきたい</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>本件、楽天モバイルに700MHz帯における3MHzの周波数割当てを行いたいとの意識が全面的にあらわれており、楽天モバイルが実際、プラチナバンドを割り当てられていない点を勘案し、この様な出来レースでも仕方ないとは考えます。</p> <p>しかしながら楽天モバイルは、いくつかの法的問題にて訴訟などを行なっている状況です。</p> <p>法的に問題ある企業に国民の共有財産である電波を割り当てる事は、総務省が法的問題を蔑ろにしているとも言えます。</p> <p>楽天が身の潔白を証明した上で、改めて本議題のプラチナバンド割り当てを行うべきです。</p> <p>公平で真つ当な判断を期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>現時点で申請者は不明であり、特定の事業者を想定して本開設指針案を作成したものではありません。</p>	無
3	<p>混信対策について守られなかった場合にペナルティはあるのでしょうか 他業界に影響が出た際に速やかな改善をしないのであれば帯域の利用を停止させるなどの必要があると考えます</p>	<p>本開設指針案の絶対審査基準として、混信対策の取組を別表第二の十から十六までに規定しており、開設計画の認定後は開設指針</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>またこちらの帯域は混信対策が必須なことから他の帯域より資金が必要でしょうから財務に関してはこれまでより厳しい条件をつくっていただきたい 過去に国内で例のない3MHzでの運用が社会に悪い影響を及ぼさないようしっかりとしたルール作りをお願いします</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の規定を適切に運用してまいります。 御意見の後段については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
4	<p>1. 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在携帯大手3社については800MHz帯を優先的に使用しているため、優先的に大手3社以外に手を挙げる事業者には割り振られるべきと思います。 <p>2. 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局設置については、事業者が個別で新たに基地局を設置するのは非常に困難であると考えます。場所(位置、電波干渉等)の問題、金銭的な問題等さらには大手3社については今まで国民の財産である電波を非常に安価かつ好きなように使用してきたと考えております。 <p>このため、既存基地局を今後要望している事業者とも有効に利用できる仕組みを考えるべきと考えます。</p> <p>また、新規開設に当たっては国が費用を一旦肩代わりし、超低金利で借款することが望ましいと考えます。</p> <p>このため、新規開設を希望する事業者には、開設予定スケジュールと進捗の提示を義務づける必要があると考えます。</p> <p>3. 700MHz 帯の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針(案) 各通信事業者の前年度通信事業利益の1/10程度が妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の「1」については、いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを比較審査基準の一つとしております。</p> <p>御意見の「2」については、認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。その他の御意見については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見の「3」については、これまでと同様の算出モデルに基づき、海外のオークション結果を元に金額を算出し、今回の周波数帯における特殊要因である地上テレビ受信障害対策に係る費用を減額することで、特定基地局開設料の「標準的金额」を算定しています。</p>	無
5	<p>■比較審査基準にある「道路カバー率」を、鉄道および道路にするすること</p>	<p>「デジタル田園都市国家インフラ整備計画</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>交通路は道路だけではない。ましてや今回はエリアカバー重視のプラチナバンドであり、鉄道利用者を不利にするような審査基準を政府が設けるのは極めて不適切。また、近年新規参入した MNO では、鉄道駅やバス乗り換え拠点となる場所に自社回線を整備しないままパートナー回線も切って完全圏外になる例が増えているが、こうしたエリア整備方針は公共の利益に適うものではない。交通政策基本法における国の責務も鑑みて、比較審査基準において鉄道路線やバス乗り換え拠点での整備状況も評価に加えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>（改訂版）」（令和5年4月25日総務省）の整備目標の1つである道路（高速道路及び国道）カバー率を比較審査基準としております。御意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>プラチナバンド帯を既存の3社で独占している状況に変化を加えることに賛成です。また楽天モバイルを含め、ある程度設備投資が充実した新規企業の参入を支持します。</p> <p>（従前、ソフトバンクが資金を投入しその帯域の権利を得た事も存じておりますが…）電波を含むインフラ整備の拡充は国民生活の向上が目的であり、その高品質なサービスを国民に安く提供する事を、政府はもっと推進すべきです。同様に付随する放送局の帯域も、整理整頓すれば、合理的かつ充実した電波環境が作れるはずですから、政治で一般ユーザーのためにも行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>700MHz帯が有効に利用される方針に賛成です。</p> <p>ただ、旧TVブースターの問題や、地デジや特定ラジオマイクの帯域と以前よりも近づくことにより、お互いに混信が発生しやすくなると思いますので、その対策なども積極的に行うよう、今後も引き続き指導も行ってもらえたらと思います。</p> <p>一方で、SNS上では、明らかに計画値を満たすためと思われるように設置された基地局の存在が指摘されています。</p> <p>開設された基地局を巡ることが一部で流行しているのですが、藪に向かって電波を発射していたり、地面近くなど低い位置にアンテナを設置しているものがあ</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、認定を受けた事業者において、適切に基地局を設置することが重要であると考えます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ります。</p> <p>総務省においては、電波の有効利用とはいえない無駄な基地局の調査は行っておらず、そのような基地局の存在も把握していないと思われませんが、開設計画の基地局数を人口カバー率を満たす数よりも多く計画し、配点を上げることで認定を受けやすくすることが現在の指針ではできますので、その対策を盛り込んでもらうと、さらに良くなると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
8-1	<p>絶対審査基準（案）における「エリア展開」について</p> <p>平成24年の「700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針」においては「認定後7年後（2019年度末）までに全ての管内で人口カバー率80%」と定められている一方、本件では「認定後10年」で「80%」としており、同じ周波数帯、同じ目的にもかかわらず絶対審査基準が根拠なく緩和されているように見受けられます。後述の懸念からも人口カバー率または道路・面積カバー率の絶対審査基準を適正な目標値へと変更するよう意見いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>審査項目は、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案して、割当ての都度検討するものです。</p> <p>人口カバー率については、当時と人口カバー率の算出方法が異なっていることから、一概に比較することは困難です。道路カバー率や面積カバー率については、絶対審査基準には含まれておりませんが、比較審査基準において考慮することとしています。</p>	無
8-2	<p>比較審査基準の審査項目と配点（案）について</p> <p>「公平性」基準においてプラチナバンドの割当てを受けていないのみによって24点が得られる一方、「特定基地局の開設数」、「人口カバー率」の配点が12のみ、「道路カバー」が4のみであることから、既存プラチナバンドを持たない事業者は同保有事業者に比して十分な得点を得ることができるため、同保有事業者は申請に参加するインセンティブが働きません。一方、高周波との組み合わせを基準としていることから、実質的に楽天モバイル以外の申請は困難と言えます。</p> <p>よって、申請内容による競争は行われなことが見込まれ、申請する開設数を全国市区町村の80%の役場をカバーする各1局を除きゼロとする十分なインセンティブが働きます。これは「700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」という本開設指針の目的に反するものと言えます。よって、</p>	<p>いわゆるプラチナバンドの割当てを受けている事業者や高周波数帯の割当てを受けていない事業者についても、開設計画を申請することは可能です。なお、「公平性・競争促進」「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしています。</p> <p>人口カバー率は、本開設指針案第五項に定められているとおり、四次メッシュの過半をカバーした際に、当該メッシュをカバーしたものとして計算しており、絶対審査基準において</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>絶対審査基準の人口カバー率の基準の適正化、および、道路カバー率、面積カバー率の目安となるカバー率を示しそれを満たす十分な数の基地局の開設を義務付けるよう検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>申請者は必要なメッシュをカバーできるよう基地局を開設する必要があります。</p> <p>道路カバー率や面積カバー率については、比較審査基準において考慮することとしています。</p>	
9	<p>比較審査基準の審査項目と配点について、Dの「いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと」という項目により、プラチナバンドの割当てがされていない申請者が24点、現在プラチナバンドが割当てられている3社の点数が0点になることで、貴重なプラチナバンドが偏った割当てになりにくくなることは、とても良いことだと思います。</p> <p>しかし、Gの「高周波帯と組み合わせた整備をより行うこと」という項目は、修正が必要と考えます。</p> <p>判定方法で、「高周波帯と組み合わせた具体的な整備計画を有していること」とありますが、この判定があることにより、UQやWCP、また全く電波の割当てがされていない新規参入希望者などが0点になります。</p> <p>つまり、上記のような希望者は、Dにおいて24点を獲得できても、Gで0点になり、24点しか獲得できません。</p> <p>一方、プラチナバンド未割当てかつ高周波帯が割当てられている楽天モバイルは、DとGで$24+24=48$点を獲得可能であり、結果的に新規参入希望者等よりも楽天モバイルを非常に優遇することになります。</p> <p>700MHz帯の3MHz幅において、5G・CAが国際標準化されていない、また700MHz帯の割当てであるにも関わらず、以前割当てがなされた高周波帯と組み合わせた具体的な整備計画を有する必要性は、疑問を感じます。</p> <p>仮にも、総務省が楽天モバイルを意図的に優遇するために追加された項目であるならば、さらに修正の必要性を感じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段に係る比較審査項目Gについては、開設計画の申請者に既に割当てられている周波数帯がある場合、当該申請者が当該周波数帯の有効利用を図っていることを確認することは、新しい周波数を割り当てる際に考慮すべき事項であるとの観点から、既存事業者同士の比較審査を念頭に設けております。</p> <p>なお、当該審査項目は、24点ではなく12点を配点しております。</p> <p>高周波数帯が割り当てられていない新規参入希望者は、比較審査項目Gにおいては0点となりますが、「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「公平性・競争促進」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしています。</p> <p>なお、現時点で申請者は不明であり、特定の事業者を想定して本開設指針案を作成したものではありません。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
10	<p>プラチナバンドが既存3社にどくせんされていますが、わずか3mhz幅を2つだけとは快適な通信を期待している楽天モバイルユーザーを馬鹿にしていると思えない。</p> <p>携帯既存3社と同等のプラチナバンドを配分すべき。携帯会社の寡占が続いてるのは、配分に後ろ向きな総務省の責任。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>点数配分が完全に楽天に有利な条件になっているのではないか</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>現時点で申請者は不明であり、特定の事業者を想定して点数配分を設定しているものではありません。</p>	無
12	<p>絶対審査基準の財務について過去の審査基準を守れてない事業者について割り当てをして良いのかどうか</p> <p>混信対策として多くの条件がある帯域を運用するためには資金が必要なはずでこれらが守られない事態は避けるべきではないのか</p> <p>それでも資金面に問題のある事業者に割り当てをするのであれば正しく運用されなかった場合に総務省としてどう責任を負うのかを明確にするべき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>割り当てを受ける者の財務状況については、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしております。</p> <p>開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
13	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月）において、プラチナバンドの割り当てを受けた事業者は広いエリアカバーの実現が求められる旨集約されていることを踏まえて、周波数有効利用の観点からエリアカバーに関する指標が重視されるべきと考えます。</p>	<p>本開設指針案では、比較審査基準において、エリア展開について、他のカテゴリよりも一段高い配点とするなど、エリア展開の重要性を踏まえた審査基準になっているものと考え</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	【KDDI 株式会社】	ます。	
14	<p>今回提示された開設指針の絶対審査基準にこれまでの技術検討を踏まえて十分な混信対策が含まれたことは、隣接周波数となるテレビ放送および特定ラジオマイクが高い公共性や信頼性が求められている観点から、妥当なものと考えます。</p> <p>国民や視聴者保護の観点から、総務省は周波数の割り当て後においても、隣接周波数に対する混信を生じさせないために開設認定者が開設計画の認定要件を確実に遵守するよう、継続的に十分な監督や指導をおこなうよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>混信対策の取組については、本開設指針案の別表第二の十から十六までの規定により絶対審査基準において審査を行うとともに、認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
15	<p>今回新たに移動通信システム用に割り当てられる周波数の隣接には重要な社会インフラである地上デジタル放送や番組制作に不可欠な特定ラジオマイクが運用されています。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへ有害な混信が決して発生しないように、混信を防止する措置、受信障害対策、携帯電話端末の送信電力制御、万一発生した場合の問合せ窓口の設置等の必要な計画を無線局開設の審査基準へ設定し、確実に実行可能な開設者が認定されるように厳格に審査することを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>混信対策の取組については、本開設指針案の別表第二の十から十六までの規定により、絶対審査基準において審査を行ってまいります。</p>	無
16	<p>「狭帯域 LTE-Advanced の技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方15のとおりです。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
17-1	<p>4G周波数の5G化を実施したエリアへの4G容量ひっ迫影響の緩和、IoT端末等のサービス提供への活用が期待される700MHz帯の割当に向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎いたします。認定を受けた事業者の開設計画については厳正な管理を行い、確実に周波数の有効利用を図ることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
17-2	<p>比較審査基準Dについて、プラチナバンドを割り当てていない事業者へ高配点を与えてしまうと他の項目で挽回することは困難です。公平な審査基準となるよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、比較審査基準において、申請者がいわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを審査項目の一つとしています。</p>	無
17-3	<p>比較審査基準Gについて、周波数帯によってそれぞれの持つ特性が異なることから、割り当て済みの高周波数帯の置局場所などの具体的な利用方法については、事業者委ねるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>比較審査基準G（高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備をより行うこと）については、全国の高周波数帯の基地局数を評価するものであり、置局場所などの具体的な利用方法を制限するものではありません。</p>	無
18-1	<p>今回開設指針が示された700MHz帯（以下「本帯域」）は、いわゆるプラチナバンドと呼ばれる周波数帯であり、建物の屋内等にも届きやすく広いエリアカバーに適する特性を有しており、音声通話やデータ通信のみならずIoTサービスとしての活用も期待されます。加えて、将来のNR化により割当て済み周波数との一体的運用が可能となることも見込まれることから、すでにプラチナバンドの割当てを受けている事業者にとっても利用価値の高い有益な帯域であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
18-2	<p>特定基地局の開設計画の認定を受けたMNOは「自らネットワークを構築して事業展開を図る」ことが原則（※1）であると認識しています。</p> <p>認定を受けたMNOは割当てられた周波数により自らネットワークを構築し、当該周波数のサービスを提供することになることから、周波数有効利用の観点から当該周波数と同質の周波数によるローミングは不要になるものと考えます。</p> <p>したがって、本指針案に基づき、開設申請を行う時点において、同質の周波数によるローミングの利用がある場合には、当該周波数の展開計画とともに、ローミングの縮退／終了計画についても開設計画（※2）に盛り込み、一体的に審査／認定を受けるべきと考えます。</p> <p>仮に、プラチナバンド割当て後においても、都市部を含めたプラチナバンドのローミングを継続的に利用し続けることは自社の設備構築を怠ることに繋がりがねず、周波数の有効利用を阻害することになります。</p> <p>※1 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査結果 84ページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000613735.pdf 移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 1ページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000683680.pdf ※2 「別表第一 開設計画に記載すべき事項 九 電波の能率的な利用の確保に関する事項 第3号」の計画として提出</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>認定を受けたMNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則ではありますが、当事者同士が合意している場合、電波法の観点からは、MNOが、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、開設計画の認定後等に新たに導入可能となった周波数利用方策の活用を含め、電波の能率的な利用（開設基地局数、小セル化、セクタ分割等）を図っている場合、更なるニーズに応えるために他MNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられることから、本開設指針案にローミングの縮小等についての記載はございません。</p>	無
18-3	<p>本帯域を含むプラチナバンドは、広域なエリアカバーを求められる帯域であり、社会インフラの一部として、全国的な基地局整備と継続的な運用が求められることから、本開設計画における資金調達・収支計画は、基地局等の整備費用や特定基地局開設料に加え、災害／障害発生時の体制維持費や対策費等も考慮した計画であることが前提であると認識しています。よって、本開設計画における資</p>	<p>電気通信設備の安全・信頼性については、本開設指針案の別表第二の六に規定のとおり、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>金調達・収支計画の妥当性については、それらの観点も含め、慎重に審査・評価すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)に関する計画及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしております。</p>	
18-4	<p>移動通信システムを用いた電気通信事業の公正な競争を促進するためには、電気通信事業者が保有する周波数の特性、周波数の帯域幅および周波数ひっ迫度のイコールフットィングの確保が重要(※)と考えます。</p> <p>周波数の特性を考慮した場合、例えばプラチナバンドのようにエリア整備に適した周波数帯に着目すると、同質の周波数を保有していない事業者が不利な事業環境に置かれることから、本指針案のように「同質の周波数の有無」を評価対象とすることは妥当であると考えます。</p> <p>一方で、この後の周波数割当てに関する事にはなりますが、今後割当て予定のトラヒック対策に適した周波数帯に着目すると、大容量ネットワークを効率的に整備するうえでは、該当周波数の帯域幅が最も重要な要素であり、例えば5G向けに割当てられた100MHz幅の割当て数が事業者の競争環境に大きく影響します。よって、公平な競争環境確保の観点からは、日本の5G用周波数の割当て状況を踏まえて「同質の100MHz幅の周波数の割当て数が少ない事業者を優先する項目」を設定することが適当です。</p> <p>加えて、公平な競争環境確保の観点からは、上記同質の周波数幅の割当て状況の他に、実際に発生しているトラヒックを反映したトラヒックひっ迫度についても考慮することが必要です。トラヒックひっ迫度の高い事業者の利用者は、他の事業者の利用者に比べ構造的に通信速度低下等の通信品質が劣化する可能性が高くなることは自明であり、当該利用者の通信品質を維持向上させるためには、周波数割当て幅についての適応が求められます。</p> <p>今後、メタバース時代の到来、本格的な5Gの進展によるトラヒックの爆発的増加を見据え、いずれかの事業者に、近い将来ネットワーク運用上の重大な懸念等が生じることがないように「トラヒックひっ迫度がより高い事業者を優先する項</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>目」を設定することが必要です。</p> <p>なお、トラヒックひっ迫度については「携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査」において、評価可能な環境が整備されてきているものと理解しています。</p> <p>※「移動通信システム向け周波数の一層の有効利用に向けた制度的課題-5G時代の電波監理-」 林秀弥 名古屋大学大学院法学研究科教授、電波監理審議会委員 <https://app.journal.ieice.org/trial/100_11/k100_11_1209/index.html></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
18-5	<p>これまでの開設指針（※1）における特定基地局開設料の配点方式は、標準的な金額に対する上下で大きく異なる仕組みになっていましたが、本指針案ではこの配点方式が改められた他、新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額される考え方が導入されています。このような考え方は、本指針案における特定基地局開設料の算定の考え方（※2）にも示されている通り、事業者による基地局設置等の設備投資を後押しするインセンティブとなり、電波の有効利用の観点からも適切であると考えられることから、今後の周波数割当てにおいても継続していくことが望ましいと考えます。</p> <p>※1:「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示」（1.7GHz 帯 東名阪以外の周波数帯）及び「2.3GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示」 ※2 「700MHz 帯の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針（案）」</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p>	無
18-6	<p>事業者が申請内容について十分検討できるよう、開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただくようご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案に係る申請マニュアルにつきましては準備が整い次第公表させていただきます。</p>	無
18-7	<p>本帯域は、2022年11月30日に開催された「新世代モバイル通信システム委</p>	<p>御意見は本開設指針案に係るものではない</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>員会「技術検討作業班」において検討開始されてから7か月で開設指針案が示される等、割当てプロセスが迅速に実行されたものと理解しています。「デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ」において総合評価方式による割当てとなることが整理された4.9GHz帯についても、割当てプロセスを迅速に実行いただき、早急に開設指針を示していただくよう強く希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
19	<p>700MHz帯の周波数割当てに向けて、700MHz帯における移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する開設指針が策定されることについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p>	無
20	<p>「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、遵守されるべきと考えます。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方15のとおりです。</p>	無
21	<p>「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠の提出を</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>開設計画の認定要件としたこと、電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するために所定の措置が取られていることを絶対審査基準として規定したことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行うことと共に開設指針にあるように開設計画の進捗確認として混信防止措置の実施状況についても定期的に注視していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	14及び15のとおりです。	
22	<p>中国企業の資本を受け入れ日米政府から監視をされている企業に貴重な帯域が渡らないような条件を足すべきではないでしょうか 安全保障についてしっかりと考えて欲しいと思います</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	本開設指針案において、サイバーセキュリティ確保等の観点から、開設計画の策定に際し、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意することとしています。	無
23	<p>開設指針を定める告示案において、地上デジタル放送および特定ラジオマイクに対して有害な混信を防止するための計画ならびにその根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。</p> <p>行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行うこと強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方15のとおりです。</p>	無
24	<p>公平性の審査において「いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと」を設ける事には強く反対します。</p>	御意見については、考え方17-2のとおりです。	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>当該基準は特定の企業を指し示していないものの、現状では楽天のみが該当する項目となり審査の公平性が欠如していると言わざるを得ません。</p> <p>楽天は、その置局計画が思う通りに行かず、結果としてKDDIのローミングで逃げています。これではMVNO事業者のままで存在すればよかったと言わざるを得ません。</p> <p>周波数特性だけを見れば優位なプラチナバンドですが、既存3社のように既にそのバンドを保有している事業者と違い、新たなバンド割り当ては資本投下効率が分散してしまう事にもなりかねません。</p> <p>無理に割り当てて、以前のように計画遅延が度重なれば周波数の有効活用の視点からも問題です。既存事業者3社への割り当てが公平性を持たないとするならば、同様の技術を用いた公共用の通信網へ割り当てるのが筋ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
25	<p>とある最強な通信キャリア様が、どこかの中心にある某国の新興メーカーの無線機を使用していると一部SNSで話題となりました。無論そのこと事態が直ちに問題だと言えないとは理解していますが確かに懸念の声はあります。</p> <p>つきましては開設指針案にある絶対審査基準の「特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること」に関して政府でも特に注視して頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見については、考え方22のとおりです。	無
26	<p>今回の700MHz帯においては、情報通信審議会からの一部答申と、狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に係る制度整備の意見募集と、この開設指針案に関する意見募集が同日に発表されるという恐らく過去に類を見ないスピード感で事態が進展しており、これについては私としては一定の評価をしております。</p> <p>一方で何故今回に関してだけここまで飛び抜けてスピード感があるのかという点については何ら国民への説明もなく私としては行政に対する不信感が少なからず募りました。</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>特定の事業者の事情を付度したのではないのかとも噂されていますが、そうでないなら今後の割当てにおいても同様のスピード感が維持されるよう願います。</p> <p>また今後も公平公正な行政が行われるよう期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
27	<p>比較審査項目Gについて。絶対ないと思いますが仮の話で新規参入事業者が手を挙げた場合どうするのでしょうか？そもそも高周波数帯を持っていないのに0点にするのは不公平だと思いますが。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見については、考え方9の後段のとおりです。	無
28	<p>(1) 今後も、MNOの携帯電話各社および新規参入を希望する企業等が、繋がりやすさを求めるユーザーに応えるためにも設備投資を抑えるためにもプラチナバンドの周波数帯をさらに切望している問題、</p> <p>(2) MNOの携帯電話各社が広い帯域の高周波数帯(sub6・ミリ波)を付与されているものの十分に活用できていない問題、</p> <p>(3) 地デジ用に割り当てられてる周波数帯の多くは、携帯電話の国際バンドでもあり、携帯電話としての有効利用も可能なこと、また、一部が有効かつ効率的に利用されていない問題。</p> <p>の解決に向けて、既に付与されている周波数も含めて、優先的に協力することを、本件プラチナバンド利用の条件とすべきである。</p> <p>あくまでも一例だが、前記(3)の地デジ用に割り当てられた周波数帯は、全てが、広いエリアで効率的に活用されているわけではない。</p> <p>これら、広い範囲で効率的に活用されているわけではないもの、ないし、ごく限られた地域で非効率に活用されているものについては、可能な範囲で、有効活用できるように方法を検討すべきである。</p> <p>そのための方法として、あくまでも一例ではあるが、前記(2)のMNOの携帯電話各社が、周波数帯域・通信容量・対象エリアを限定したうえで、難視聴地域</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案において、高周波数帯と組み合わせた整備をより行うことを比較審査項目の一つとしております。</p> <p>御意見の後段については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>や過疎地域の自宅用の固定通信回線を兼ねて、この固定通信回線を経由した IP 放送等による地デジの難視聴地域対策ないし地上波 4K 等の将来の新たな放送方式への移行のための暫定的な放送への協力を、本件プラチナバンド利用の条件とするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
29	<p>ネットでは楽天モバイルへ 700MHz を確実にあげるための審査項目と言われており(私はそうは思いませんが)、そういうことを言わせないためにも国民にもっと丁寧に説明した方がよいのではないかと思います</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見については、考え方11のとおりです。	無

※1 取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。

※2 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案については、令和5年7月4日にサイバーセキュリティ対策本部より「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和五年度版）」が決定されたため、開設指針別表第第一の三の2について、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和三年度版）」を「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和五年度版）」と改めています。また、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。